

東京柳橋ライオンズクラブからご寄付を頂きました



5月18日東京柳橋ライオンズクラブの西山会長ほか9名の方が新島に視察に来島されました。その際、新島村の高齢者福祉にお使いくださいと新島村シルバー人材センターへ20万円のご寄付を頂き、村長が代理で受け取りました。

ご寄付は即日シルバー人材センターへ届けられました。(写真は5月21日、代理の梅田電気設備

工業株式会社社長からご寄付を頂くところ(です)。なお、東京柳橋ライオンズクラブは去る2月、新島村の梅田電気設備工業株式会社社長とともに、新島で作成した「ひいきずきん」を東北大震災の被災地へお見舞いとして届けて下さいました。

東京柳橋ライオンズクラブの皆様、ありがとうございました。



お知らせ

東京都島嶼町村一部事務組合からのお知らせ

平成23年度東京都島嶼町村一部事務組合情報公開実施状況の公表

東京都島嶼町村一部事務組合の情報公開制度(平成18年条例第9号)は、島しょ9町

村の住民の組合行政への参加をより一層推進するとともに、組合の公正な運営を確保することを目的に制定され、毎年1回の情報公開実施状況を公表することになっていきます。

平成23年度の情報公開実施状況を、次のとおり公表いたします。

- ▼公開請求件数……………5件
 - ▼公開決定件数……………5件
(一部公開決定を含む)
 - ▼非公開決定件数……………0件
- 問い合わせ
東京都島嶼町村一部事務組合
総務課庶務係 担当 鈴木
☎03(3432-) 4961

新島村に赴任された医師・看護師紹介

■本村診療所

氏名 貝原 俊樹 かいばら としき
出身 東京都調布市
趣味 硬式テニス
一言 安心安全な医療を提供できるように日々努力していきます。どうぞよろしくお願いします。



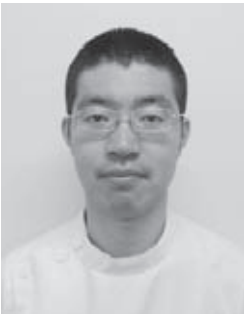
■本村診療所歯科

氏名 川本 諒 かわもと りょう
出身 北海道
趣味 ボーリング
一言 3月までは亀戸に住んでいました。とまどうことも多いと思いますが、家族ともどもよろしくお願いします。



■式根島診療所

氏名 長島 健太郎 ながしま けんたろう
出身 東京都江東区
趣味 泳ぐこと、子どもと遊ぶこと
一言 気軽に相談してもらえ、る診療所を目標に頑張ります。



■堀田 薫子

氏名 堀田 薫子 ほった かおる
出身 千葉県松戸市
趣味 旅行
一言 今、明日葉摘みや桑の実摘みにはまって式根島を満喫しています。式根島の海、自然、人々に癒されています。皆さんの健康が守れるよう努めていきますのでよろしくお願いします。



■壽山 ゆかり

氏名 壽山 ゆかり すやま ゆかり
出身 埼玉県さいたま市
趣味 レース編み
一言 永住予定なので皆さんよろしくお願いします。診療所や島内で見かけましたら気軽に声をかけてください。



■ 6月1日～30日 新島・式根島の航路と発着時間

1～3,28～30日【ジェット船】

| 東京便 | 下り | 上り |
|-----|--------------------------|------------------------|
| 東京 | 午前 8:00 発 土日 7:45 発 | |
| 新島 | 午前 10:50 着 午前 10:55 発 | 午後 3:20 着 午後 3:25 発 |
| 式根島 | 午前 11:10 着 午前 11:15 発 | 午前 3:05 着 午後 3:10 発 |
| 東京 | | 午後 6:15 着 土日 6:30 着 |

8～29日【大型船】
下り：8,9,29日運行
上り：9,10日運行

| 東京便 | 下り | 上り |
|-----|------------------------|--------------------------|
| 東京 | 午後 10:00 発 | |
| 新島 | 午前 8:35 着 午前 8:45 発 | 午前 11:45 着 午前 11:55 発 |
| 式根島 | 午前 9:05 着 午前 9:10 発 | 午前 11:20 着 午前 11:25 発 |
| 東京 | | 午後 7:00 着 土日 7:45 着 |

【神新汽船】下田行き：毎週水曜日運休

| 下田便 | 日・火・金 | 月・木・土 |
|-----|--------------------------|-------------------------|
| 下田 | 午前 9:20 発 | 午前 9:20 発 |
| 新島 | 午後 12:00 着 午後 12:15 発 | 午後 1:20 着 午後 1:40 発 |
| 式根島 | 午後 12:35 着 午後 12:50 発 | 午後 12:50 着 午後 1:00 発 |
| 下田 | 午後 4:20 着 | 午後 4:20 着 |

4～27日【ジェット船】

| 東京便 | 下り | 上り |
|-----|--------------------------|------------------------|
| 東京 | 午前 8:50 発 土日 8:35 発 | |
| 新島 | 午前 11:40 着 午前 11:45 発 | 午後 3:20 着 午後 3:25 発 |
| 式根島 | 午後 12:00 着 午後 12:05 発 | 午前 3:05 着 午後 3:10 発 |
| 東京 | | 午後 6:15 着 土日 6:30 着 |

30日【大型船】

| 東京便 | 下り | 上り |
|-----|------------------------|--------------------------|
| 東京 | 午後 10:00 発 | |
| 新島 | 午前 7:30 着 午前 7:40 発 | 午前 11:45 着 午前 11:55 発 |
| 式根島 | 午前 8:00 着 午前 8:05 発 | 午前 11:20 着 午前 11:25 発 |
| 東京 | | 午後 7:00 着 土日 7:45 着 |



問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187
式根島 ☎ 7-0357

農地法の改正により、農地を相続した場合、農業委員会への届け出が必要になりました。相続等による農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めるためです。畑の地図を求めて役場に來られた際に、畑の所有者がご先祖のお名前のまま記録されていることが多々あります。「なぜ？」とご質問を受けますが、法務局で相続登記しただけでは役場内の畑の名義人等を記録する台帳に反映されません。

■ 農地の相続等の届け出について

産業観光課からのお知らせ

子どもの人権110番

いじめや虐待など子どもの人権に関する様々な問題の解決を図ります。
期間：6月25日(月)～7月1日(日)
時間：月～金曜 午前8:30～午後7:00
土・日曜 午前10:00～午後5:00
相談電話番号 ☎ 0120(007)110
相談担当者：人権擁護委員、法務局職員
問い合わせ 東京法務局人権擁護部第三課
☎ 03(5213)1234内線2516

最近、分別や収集日を守られていない集積所が多く見受けられます。これからの時期は暑くなり、臭いなどが気になりますので、特に気をつけて下さい。集積所の清掃・管理は、利用者の皆さんにお願いしていますので、ルールを守り、他の利用者の方に迷惑をかけないようにしましょう。また、集積所のホウキやチリトリ、カラス除けネットに穴が空いた場合は、村で新しい物を用意しますのでご連絡ください。

■ ゴミの捨て方について

民生課からのお知らせ

手続きは簡単ですので、登記が完了しましたら、登記事項証明書1部(法務局からの取り寄せ)と印鑑をお持ちになり、農業委員会事務局までお越し下さい。
必要なもの
・登記事項証明書1部
(法務局からの取り寄せとなります)
・印鑑
問い合わせ
産業観光課 農林水産係
農業委員会事務局
☎(5)0240内線215

家庭から出るゴミは、分別すればほとんどが焼却場や処分場で処理できます。また、家電リサイクル法対象品(エアコン、テレビ、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)とパソコンも法律に従って処理できます。出し方の分からないゴミについては、役場民生課民生係へお問い合わせください。
▼不法投棄とは
不法投棄とは「廃棄物をみだりに捨てること」です。不法投棄は重大な犯罪です！不法投棄をした者には、5年以下の懲役と1千万円以下の罰

■ 不法投棄について

自然豊かな私たちの島でゴミを不法に捨てる人が後を絶ちません。あなたはモラルを捨てていませんか?!
家庭から出るゴミは、分別すればほとんどが焼却場や処分場で処理できます。また、家電リサイクル法対象品(エアコン、テレビ、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)とパソコンも法律に従って処理できます。出し方の分からないゴミについては、役場民生課民生係へお問い合わせください。
▼生ゴミ
水切りをしつかり行い、新聞紙などで包む。
▼缶・ペットボトル
中を洗い、ペットボトルはキャップとラベルを取り外す。
▼ライター・スプレー缶
穴を空けるなどして、中身を完全に空にする。
問い合わせ
民生課民生係 ☎(5)0243

金が待っています。
問い合わせ

民生課民生係 ☎(5)0243



■国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満) 納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態です万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

【申込手続きについて】

手続きは、住民登録をしている区市町村役場の国民年金

担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または区市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

平成24年度の免除等の受付は平成24年7月1日から開始され、平成24年7月から平成25年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成24年7月に申請する場合は、平成23年7月から平成24年6月までの期間(前一年間分)についても申請することが出来ます。7月に前一年間分の免除等も申請される場合は、申請書を二枚提出されるようお願いいたします。

問い合わせ

港年金事務所
☎03(5401)5659
または、役場民生課住民年金係
☎(5)0240内線111

■所得を申告ください

平成24年度分の国民健康保険料は、平成23年中の所得で決まります。受付期間中に申告ください。

平成23年中に所得が無かった場合でも、無かったことをお知らせください。これを「簡易申告」といいます。「簡易申告」をすると、保険料の4割または6割が減税されます。「簡

易申告」をしないと適用されません。必ず申告ください。次の人は申告がいりません。

- ① 村へ住民税の申告をした人
- ② 村へ公的年金など支払報告書を出した人
- ③ 村へ勤務先から給与支払報告書が提出されている人
- ④ 税務署へ所得税の確定申告をした人。

必要なもの 印鑑

受付期間

6月11日(月)～29日(金)

受付場所

民生課保険係、または各支所

問い合わせ

民生課保険係
☎(5)0240内線109

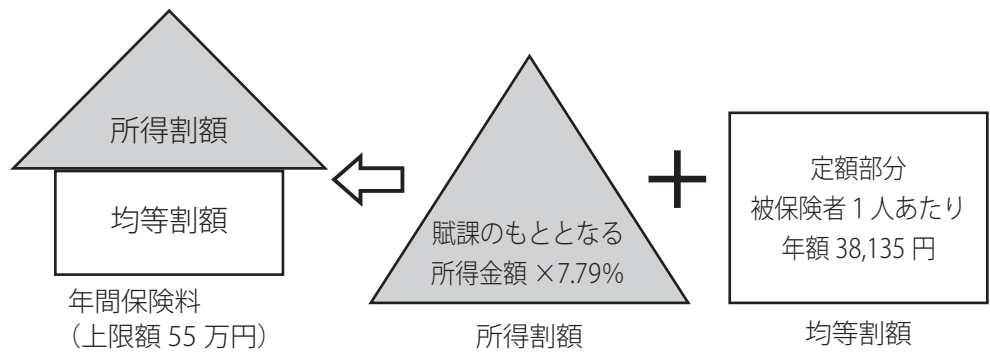
■平成24年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、平成24年度から保険料率が変わりました。

前年と同じ所得であっても保険料は変更となり、平成23年度の保険料と平成24年度の保険料は、同額になりません。決定通知書等は、平成24年7月中旬にお送りします。

【保険料の構成】

保険料は一人ひとりにかかります。



※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額の合計から基礎控除額33万円を差し引いた額のことです。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

| | 平成 22,23 年度 | 平成 24,25 年度 |
|------|-------------|------------------------------------------|
| 均等割額 | 34,095 円 | ※ 38,135 円 (東京都: 40,100 円⇒新島村: 38,135 円) |
| 所得割率 | 6.48% | ※ 7.79% (東京都: 8.19% ⇒ 新島村 7.79%) |

※『保険料不均一の特例による軽減措置』

新島村の場合は、制度開始前の過去3年間の医療給付費が東京都全体の平均より著しく低かった地域に該当することから、保険料が軽減されています。

【保険料の軽減措置】

所得に応じて保険料の軽減があります(軽減割合は変わります)。

- 【賦課限度額が変わります】
- ・平成23年度まで…50万円
- ・平成24年度から…55万円

問い合わせ

民生課保険係
☎(5)0240内線109・110